

起業家の負担軽減に向けた
定款認証の見直しに関する検討会
第4回会議 議事録

第1 日 時 令和5年12月12日（火） 自 午前10時00分
至 午前12時10分

第2 場 所 法務省3階302会議室

第3 議 事 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する意見交換

（次のとおり）

議 事

○佐久間座長 「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会」の第4回会議を開会します。本日も、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、神作委員、堀委員及び増田委員がオンラインでご出席です。

早速、議事に入ります。

本日の議事は、年内の取りまとめに向けた、たたき台についての意見交換です。

まず、前回の会議以降、鈴木委員、関委員、増田委員のお三方から、追加で意見提出をいただきました。こちらは本日の席上配付資料とし、委員の皆様にはご覧いただき、ホームページでの公開はしないという形で、議論に活用したいと思います。

そして、これまでの議論を踏まえ、事務局において、資料4として、「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する取りまとめたたき台（案）」を整理してもらいましたので、これに沿って意見交換を進めたいと存じます。

このたたき台は、私の意見を事務局に伝えて作成してもらいましたが、これ自体が取りまとめ本体になるものではございません。本日のご議論を踏まえ、改めまして、別途の取りまとめ案を用意する予定にしております。したがって、たたき台に記載のない考え方ですとか、着眼点、課題につきましても、ご指摘をいただければと存じます。

それではまず、事務局から、資料4の説明をお願いします。

○遠藤室長 それでは資料4についてご説明を差し上げたいと思います。

まず「第1」でございますけれども、本検討会におけるこれまでの議論の整理ということで、これまでにご議論いただいた定款認証の機能、意義に関するご意見、それからモデル定款、面前確認に関するご意見の経過を確認的にまとめたものでございます。

「第2」以下が資料4の中心的な内容となっております。

「第2「モデル定款」の制度化の是非等について」という項目についてでございます。これまでの検討会における議論では、「モデル定款」について、様々なイメージを持たれて議論がされてきたところでございますので、注意的にカギ括弧でまとめております。また、考えられる案として、「A案」、「B案」、「C案」の3つをお示ししておりますけれども、これらの意見のいずれかに必ず集約をするというよりは、これまでに出示された意見等について大まかな傾向といたしますか、想定されているお考えをまとめると、このような形になるのではないかと、事務局の方で整理をさせていただいたものでございますので、細かい点等も含めてこれらの案のバリエーション等についてもご自由にご意見をいただければと思っております。

「A案」は、所定のフォームに従って一定の必要事項のみを選択、入力することで適法性が担保された定款案が作成されるようなシステムないしアプリケーションをあらかじめ用意して、これを利用する場合には、公証人による定款認証を不要とするという案でございます。その場合には、法務局に設立登記申請を直接認めるということが主要な考えであったと受け止めております。

「B案」につきましては、同様に、システム、アプリケーションを、国の関与の下で、公的団体である日本公証人連合会等があらかじめ用意をし、これを利用した場合には、認証手続に要する時間を大幅に短縮するなどの、実務運用上の取組を行うという考え方でございます。

「C案」は、システムないしアプリケーションをあらかじめ用意するという点につきましてはこれまでの案と同様ですけれども、これを利用した場合に伴う定款認証の事務負担を軽減する仕組みは設けず、定款作成支援の情報提供等の事実上の効果に期待するという考え方でございます。

補足説明は、「A案」、「B案」、「C案」に関して、これまでの検討会で出された意見を整理したものという位置づけでございます。

続きまして、「第3 面前確認手続の見直しについて」でございます。こちらにつきましても同様に、これまでの議論を踏まえ、「甲案」、「乙案」、「丙案」という形で整理をさせていただいております。また、「注2」で注意的に記載をしておりますけれども、「第2」において「A案」を採用する場合には、定款認証が不要ということが想定されておりますので、その場合には面前確認手続のような公証人の手続についての検討を要しないという考えもあり得るところではございますが、「A案」を採用した場合でも一定の場合に定款認証は残るとすることも排除されていないと考えられますので、そういったモデル定款を使用しないケース、定款認証一般を視野に入れて面前確認の見直しを検討することも考えられるところかと思っております。このような観点から、「第2」とは独立した論点として「第3」を掲げております。

「第3」の「甲案」につきましては、法改正をすることが前提となりますけれども、電子署名等によって発起人の本人確認を行えば、公証人による面前確認は不要ではないかという考え方でございます。

「乙案」につきましては、面前確認手続によらずにデジタル技術を用いた情報提供によって本人確認、それから発起人の真意の確認を行うような新たな手続を設けるということで、これにより意思が確認された場合には面前確認手続を省略することを認めるという考え方でございます。

「丙案」につきましては、基本的には現行制度を維持しつつ、実務運用上の見直しによってウェブ会議システムを利用した面前確認の実施を原則化し、発起人の希望によって公証役場に赴かずにウェブ会議システムによる手続を実施するという取扱いに変更するという考え方でございます。

また、「第2」と同様に補足説明において、「甲案」、「乙案」、「丙案」のそれぞれについて、これまでの検討会でいただいた意見を整理しております。

「第4 その他の論点について」でございます。

「1 定款認証時における実質的支配者申告制度の在り方」は、マネーロンダリング対策・FATF対応等に関して、定款認証における実質的支配者申告制度をどのように考えるかということに関する項目になっております。

「2 面前確認の実施ルールの適正化」は、「第3」の面前確認の実施方法にも関連するところかとは存じますが、現在の実務上の面前確認の運用を前提としつつ、そのルールを適正化するという観点から、どのようなことが考えられるかということについてご意見を伺う項目となっております。

「3」はその他の項目ということでございます。

○佐久間座長 それでは、資料4の意見交換に入ります。

意見交換の進め方ですけれども、資料4の「第1 本検討会におけるこれまでの議論の

整理」は、本検討会における議論の経緯などを確認的に整理したものですので、「第2」以降が意見交換の中心となります。

その上で、「第2」、「第3」、「第4」に、それぞれ複数の案、主要な論点を示しておりますので、この3つに区切って順に議論をしていきたいと思っております。もっとも、ご意見が複数の項目にまたがる形でも問題はございません。

それでは初めに、「第2「モデル定款」の制度化の是非等について」を取り上げます。

資料では、大きく分けて、「A案」、「B案」、「C案」の3つの考え方が示されています。本日は、取りまとめに向けた議論となりますので、委員の皆様には、ご自身のお考えが分かるよう、どの案が相当と考えるか、又は、ここに挙げられた案以外に相当と考える案があるのかについて触れていただきつつ、ご意見をお願いできればと思っております。

なお、本日、各案についての委員のご意見をお聞きいたしまして、多数決で直ちに1つの案に決めるということは考えておりませんが、意見の内容や分布などを踏まえ、次回にお示しする取りまとめ案の参考にさせていただきたいと考えております。

では、ご自由にご発言いただければと存じます。

○原田委員 「A案」から「C案」までの3つの案の考え方が整理されていると思っております。結論としては、私としては「B案」が望ましいと考えます。これまでも申し上げましたけれども、「A案」のように、システムで定款内容の適法性を完全に担保することは、現時点では不可能ではないかと考えます。そのようなリスクがあって、利用者が安心して使えないものを制度化する、公証人の機能に代替させるという方向性は現実的にも難しいと考えます。通常の起業者は、会社法だけではなく、許認可や外国人の在留許可などの関係で、関係法令の問題も当然知りたいはずですし、例えば同じ「建設業」でも、業種や規模によって必要な許可が異なります。「建設業」だけでも相当複雑な形になりますので、そのような許可の内容に合わせて定款の事業目的を記載することになりますが、その指摘を、実務では行政書士や公証人が行っている状況でございます。このような起業者への指摘、助言機能は、まずシステムでは代替されない、難しいだろうと思っておりますし、起業者の自己責任にすべきものでもないと考えます。そうしますと、まずは、信頼できて使いやすいモデル定款のシステムを国が用意して、起業者はそれを利用して迅速に手続が可能となる「B案」に賛同いたします。なお、「A案」につきましては、システムの適法性確保のため、国が審査や認証を行うという提案もありますけれども、民間システムの品質保証のために必要な審査コストを、国の予算と手間をかけて全て負担することは合理的な制度設計とは言えないのではないかと考えております。そういった点からも、賛同しがたいものでございます。

「B案」に賛同する前提で、「B案」の内容について意見・要望を改めて申し上げます。まずスタートアップ支援の目的でありますから、対象は小規模・シンプルな閉鎖会社に限るべきであります。また、範囲ですけれども、発起人が3人以内で自然人のみ、取締役会是不設置、資本金は300万円以内、許認可が想定されない事業目的の範囲に当面限るのが相当と思っております。そして、モデル定款の利用は、起業者本人の利用に限らず、専門資格者が代理する場合でも、誰でも無料で利用可能とすべきだろうと思っております。

また、モデル定款の効果ですけれども、資料4の1ページの一番下段のファストトラックが確保されることが特に重要で、これを使えば最大2日以内に定款認証の審査が終わる

というようなメリットは大きいと考えます。資格者・専門家と個別に相談して進める場合には、2週間程度の時間を要するのが一般的ですが、このようなシンプルな開業を望む場合の特急コースができることは、公証人によるチェック機能が確保されておれば、十分に実現可能ではないかと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

なお、この点もこれまで申し上げてまいりましたけれども、モデル定款を理由に、定款認証の手数料を大幅に引き下げることについては、私は賛同することはできません。会社設立の適法性審査という株式会社の設立に不可欠な利益を得ながら、その価値を著しく低く見ることは不当でありますし、専門資格者が関わる高度の法律事務であることを前提に考えるべきだと考えます。モデル定款の場合であれば、定款作成に必要な負担は軽減しますが、起業者が受ける法的利益は変わりませんので、手数料の水準の見直しは十分慎重に考えなければならないと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。後藤委員をお願いします。

○後藤委員 資料を作成いただき、どうもありがとうございました。私はこれまで申し上げてきましたけれども、「第2」の中では「A案」を取るべきではないかと考えております。前回は原田委員とのやりとりがありましたけれども、システムでどこまでできるのかというところに対する評価が異なっております。私としましては、システムで生み出されるものが有限な範囲に収まっているのであれば、その適法性を確認することは不可能ではないだろうと思っております。それに加えて、会社法以外の各種業法で何が要求されているか、そこまで盛り込むことも、システムの性能によっては可能であろうと思っておりますし、行政書士、司法書士などが果たされている機能も、そのシステムの、システムといってもそこにいろいろ付随的なサービスが付け加わったものを想定しておりますけれども、その中で果たしていくことは、そういうサービスが生まれることは十分に可能だろうと思っております。

そういう意味で「A案」を考えているのですけれども、今しがたの原田委員からご指摘があった点で、国の予算を使って審査するのが合理的かどうかというご指摘がありました。民間事業者のものを国がチェックするという話は、いろいろなところで行われている話ですので、何がおかしいのか、私にはよく分からないところでございます。また、国がシステムを開発しようとするのと、結局、国自身が開発するのではなくて、国がどこかの民間事業者に委託をすると、その際にシステム開発費用が全て国の負担ということになりますので、費用の額を考えれば、システム開発自体は民間でされた上で、それがきちんと機能しているかを確認の方が遥かに安価に済むと。国民の負担ということを考えれば、間違いなく「A案」の方がより合理的ではないかと考えております。

その上で、「A案」自体というより、補足説明の方なのですが、いくつか申し上げたいところがございます。まず、4ページの下の方で、国がシステムの適法性まで審査、保証することが可能なのかという指摘があって、まさに今の点かと思っておりますけれども、この適法性を審査する、保証するという意味というのは、具体的に何を意味するのかということを経済的には詰める必要があると思っております。私が先ほどから申し上げておりますのは、システムを使った結果として出されてくるバリエーションが、会社法、可能であれば、その他の業法も含めて法令に違反していないということが確認できると。その限度で十分であって、システム自体のエラーをゼロにするということは理論的にあり得

ないのかもしれませんが、エラーの発生率がどの程度かといったことをそこで行う必要はないだろうと。それは、正常に機能しているときに適法なものが生み出されてくることの確認が取れば十分ではないかと思っておりますので、その点は付言しておきたいと思えます。

また、もう1点ですね、どの範囲でいろいろ選択ができるかについて、プルダウン式とか、選ぶとか、いろいろありましたけれども、自由記載をどこまで認めるかという話について、自由記載という言葉の意味をもう少し最終的に詰める必要があると思っております。3ページの下の方で書かれていますのは、事業目的をどう書くかというところでして、「建設業」なのか「ソフトウェア開発業」なのか、いろいろそういうのを選択する。その上で、ひょっとしたら新しいものがあるかもしれないので、そこに自由に書けるようにしておく。それを自由記載とここでは表現されているように思います。それはもちろんできてしかるべきだと思いますし、それを認めたとしても、定款の記載の目的というところに何を書くかということは、当然会社法上予定されているものであり、全ての会社になければならないものですが、その中身を審査しなければいけないのか。そこに、正面から、例えば「麻薬の販売」と書く人はいないだろうということを前から申し上げております。そこをチェックする必要性は、平成17年の会社法の下では存在しないはずですが、もちろん、ネガティブリストを作ってチェックして弾くシステムを備えるというのは、それはそれでいいと思いますけれども、そこをそんなに厳密に見ていく必要はないはずですので、この自由記載はそもそも問題とする必要はないし、自由記載はそこで認めないという扱いをする必要もなかろうと思っております。問題なのは、例えば、会社法上、種類株を発行するためには定款の記載が必要になってきますけれども、どういう種類株を発行するかというのは、これは本当に複雑なものがありますし、どこまでやれるのか、その条件はいろいろ複雑になってきますし、最初からそれを必要とするということもあまり多くはないと思われまので、種類株式を追加で発行できるようにするところを設けるかどうかと。それをシステムに入れてもいい、別に入れたければ入れてもいいのですけれども、種類株を発行しないことを前提としているシステムの中で、追加でそういう新しい事項を付け加えていくことがまさに問題とすべき自由記載であって、その可能性は排除しておかないと何を付け加えてくるか分からないという話になってくるかと思えます。ですので、自由記載にも、当然必要なものでただ中身をどう書くかという話と、新しい事項を付け加えるというものとは区別して考えられるべきと思っております。

もう1点、先ほど手数料の引下げの話がございました。これは「B案」を取った場合ということなのかもしれないのですが、結局、公証人による定款認証が、現状では会社設立に不可欠な手続となっておりますので、それを得ることに価値があるのはそうですが、果たしてそのステップを踏む必要があるのかということ自体が問題とされておりますので、そもそもそれが要らないのであれば、その費用をかける必要はないはずで、現状のそういう手続が必要だからということで、そこには価値があるという議論は少し循環論法に陥っているという気がしました。

○佐久間座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。原田委員お願いします。

○原田委員 許認可を要する目的の記載についても、デジタル化の中で十分に対応できるのではないかというご意見もありましたので、許認可手続に関わる目的の記載について、実

際に行政書士が日頃行っている実務を簡単にご紹介できればと思います。

例えば、ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事がどういう工事にあたるのかということですが、いろいろな工事の種類がありまして、「消防施設工事」がすぐに頭に浮かぶと思うのですが、実際には、この工事については、建物の躯体の一部の工事として、「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当することになります。

また、「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」とを区分する考え方もございます。現場で屋外広告の製作加工から設置まで一貫に請け負う工事が「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事は「とび・土工・コンクリート工事」になります。こういった細かい部分は、デジタル化の中でも実際に判別が非常にしにくい。事業者の方は、実際に工事を行っていますが、ご自身の工事が許認可のどこに該当するのかを理解されていないケースが非常に多い。やはりこういった部分も細かくチェックした上で振り分けをしていく。そういったことが必要になりますので、そうしますと、実際には、簡単に許認可の名称を入れ込んで、それをプルダウン式にチェックしていくというようなことは相当難しいのではないかと考えます。

事業の実態そのものを実際にヒアリングした上で、細かい「建設業」の中のどこに該当するのかというところを、しっかりと振り分けていかなければいけない。こういうことになりますので、実際には、そういったことも含めて日々の業務の中で確認しながらやっているわけですから、ご理解いただければと思います。

- 佐久間座長 ありがとうございます。後藤委員の後、神作委員、増田委員の順にお願いします。
- 後藤委員 原田委員、補足をどうもありがとうございました。私が実務をよく理解していないのかと思うのですが、例えば「建設業」といったシンプルな記載では、許認可の段階で通らない。それを通すためには目的をもっと具体的に書かなければいけないという理解でよろしいでしょうか。
- 原田委員 後藤先生のおっしゃる通りでございます。「建設業」という括りでは、まず許認可は下りません。「建設業」の事業者はいくつかの許可を取るケースが多いです。その中で、業務を進めていく上で、将来こういったところも進めていきたい。その時に、実際の業務の内容もしっかり確認した上で、先ほど申し上げたような形で、これはこちらの工事に該当するという振り分けをしていかなければいけないものですから、実際にはかなり細かい確認が必要になるということをご認識いただければと思います。
- 後藤委員 どうもありがとうございます。そうしますと、会社の設立というステップと、建設業の許認可を得るというステップの2段階があるところを、最初の段階で、全て完璧にしておこうと思うと、事業目的のところを具体的に書けるかを、行政書士さんなどに相談しながらやっているということだと思います。これは考え次第なのかもしれないのですが、許認可は会社として申請するものと私は理解しておりますけれども、そうであるならば、会社の設立自体はさくっと終わらせた上で、許認可を得るために必要な定款変更についてその後で行政書士に相談をされて、定款変更をしてから許認可を申請するというやり方も論理的にはあり得るはずで、最初から全部やる方が簡単だと思う人もいられるでしょうけれども、まずは会社を作るだけ作っておいて、準備をその後しっかりやっ

くということもあろうかと思しますので、後者のやり方を排除しなければいけない必要はないのではないか。最初のステップとして、とりあえず、これから建設業の認可をとるための会社を作りますということでもいいのではないかと、今のご説明を聞いて、より考えを整理できたと思っております。

○**原田委員** 少し追加をさせていただきたいと思えます。実は「建設業」の全てに、許可が必要な訳ではありません。例えば500万円未満の建設工事では、許可は不要です。個人事業主でこういった許可不要の事業をこれまで行っておられた方が、改めて会社を設立して許可を取るというケースが非常に多いのです。現在、建設業者というのは、全国で約47万社あります。そのうち、新規許可が年間約1万6千件です。細かい数字は分かりませんが、個人事業主として「建設業」に関わっている方が新たに法人成りして許可を取るケースが非常に多いと思えます。こういった中で、ご自身の許可の業種を理解されていないケースが非常に多くて、実際に事業の内容を確認した上で、こちらの工事業に該当すること、それから、現在進めておられる事業に対して、将来に備えて別の許可も準備しておく必要があるということ、数段構えでやっていくことになります。これらは日頃から公証人の方々は経験をよくなさっていますので、「建設業」という目的だけでは許可は難しいということで、「役所の方へしっかりと確認した上で、具体的な目的を記載した方がいいのではないか」というような適切なアドバイスを、やりとりの中でなさっているのが現状です。

○**佐久間座長** 設立手続の中で何をどこでやるかということの意見の異なりがあるということとは十分確認できました。この点ばかり議論していても、という言い方は失礼になるかもしれませんが、ご意見が対極にあることを承ったということで、神作委員、増田委員、堀委員の順にご意見を伺いたいと存じます。神作委員お願いします。

○**神作委員** 私は、「第1」のモデル定款の論点については、「A案」、「B案」、「C案」とされている中では、従来の発言と変わりませんけれども「C案」を支持します。つまり「A案」と「B案」には問題があると考えます。「A案」は、まずそもそもこういったものが作れるのかという話と、作れるとしたら相当シンプルなものにならざるを得ないのではないかと感じておまして、それは会社法が定款自治を非常に重視して、定款において多様な選択肢を認めていることに反する方向だと思います。特に今回、私たちが議論のターゲットとしているのは、どちらかということと会社を初めて作る小規模な企業だと思います。大企業が子会社を作る場合とは別にまさに個人が主体となって株式会社を設立していくようなケースにおいては、多様性の確保という観点から「A案」では問題があると思えますし、「B案」も結局そうやっていろいろ自分たちで考えて工夫をするとB案の提案している優遇が得られずに認証を得るまでに益々日数がかかってしまうことになります。なぜモデル定款を利用してシンプルにやると優遇されるのかという理由が、少なくとも会社法の精神からすると説明しづらいと思えます。いずれにしても「A案」と「B案」には問題が多く、しかしこれも繰り返しになりますが、モデル定款を作ること自体は非常に有益・有意義だと思いますので、「C案」でいかがかと思えます。他方で、これも既にこれまでの検討会で発言申し上げてきたことなのですが、私は定款の認証を一切外すということは、立法論としてはあり得ると考えています。現に持分会社の合同会社だって、社員有限責任原則がありながら定款の認証はいらないわけですので、政策として認証不要

だというのは十分あり得ると思います。ただし、そのような検討を行う場合には、会社設立手続の全体を見直さなければなりません。定款の認証だけをはずすというのは、適切ではないと考えます。ですから、もし最後にまとめていただくとしましたら、「A案」、「B案」、「C案」とは別に、この検討会では風呂敷が大きすぎる話にはなるとは思いますが、定款の認証制度そのものを見直すということもあり得るということは否定する必要はないと考えております。しかし、本日の資料にある「A案」、「B案」、「C案」の3つからどれをとりますかと言われると、私は「C案」を支持したいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。では、増田委員をお願いします。

○増田委員 増田でございます。私は従前から申し上げている意見に変わりはありませんが、起業家の負担軽減の観点からは、「B案」をベースに、「C案」の趣旨を踏まえたモデル定款を用いていただきたいと考えております。「A案」のように自動出力のシステムを用いて簡単な手続で株式会社が設立できるようになりますと、モデル定款が安易に利用されてしまったり、株式会社の仕組みや目的を十分に理解しないまま、発起人や取締役となったり、実態に合っていない定款が作成されてしまったり、簡単に設立できるという情報が拡散して株式会社について学習することなく事業を起こして失敗する可能性もあると考えております。定款の事業目的も実態とは異なる広範な業務を挙げておくということになりかねませんし、定款を記載させる目的に沿わないものとなります。そうした状況は、株式会社を相手に多数の取引を日常的に行う一般消費者の立場からは、取引を行うこと自体が非常に心配です。安全安心な消費者取引の環境が保てなくなるのではないかと考えております。

また、消費者詐欺などを目的とする違法・不正な会社設立を防止するためには、公証人といった中立な第三者の専門家に関与することは、防波堤、予防抑止効果になると思っております。消費者被害の防止、安心できる会社制度を維持するためには、公証人の定款認証は今後とも存続が必要だと考えております。今回、起業家の負担軽減という検討会になっていますが、負担軽減を目指すとともに、制度の本来的目的を確認すること、国民の安全安心な暮らしを守ることとの調整をすることは大原則であって、これは国の施策として当然のことだろうと考えています。「B案」を前提とする場合であっても、スタートアップ向けのモデル定款を提供することで利便性の高いシステムを提供することは可能です。ただし、会社の制度設計自体そもそも何種類もあり、モデル定款が示しているのはその1つに過ぎないということ、それから起業家自らの選択判断のみで定款を作成する以外に専門家に相談するという選択肢もあるということ、一旦定款を作成してしまうとその変更に相応の手続が必要になること、というような注意点は十分に理解してもらった上で利用してもらう必要があります。その意味では、「C案」で指摘されるような情報提供や警告機能にも留意する必要があると考えております。今後、モデル定款を公開するのであれば、法務省が責任を持って関与するということを求めたいと思っております。一部の民間事業者や専門資格者の任意の取組に任せるのではなく、その検討の過程や内容が十分なものになっているか、国も責任を持って関与していただきたいと思っております。先ほどリフォーム工事の問題がありましたけれども、500万円未満のリフォーム工事の場合、建設業の許可が必要ないということで、工事費が100万円、200万円位の事業者による消費者トラブルは、以前から非常に多いです。そういう事業者が株式会社を作るということも当然あり得るわけで、

定款認証がその辺りの防波堤にもなっていたいただきたいと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。堀委員お願いします。

○堀委員 事務局にはこれまでのご議論を非常に端的に分かりやすくおまとめいただきましてありがとうございます。「第2」について私の意見を申し上げたいと思います。本検討会ではもともと、起業家負担、創業環境を容易にするという観点から、公証人による定款認証の制度そのものの是非について、内容について見直しをする、検討するというところで始まったと理解しております。これまでの議論の中で、所定のフォームを一定の必要事項に絞るということによって適法性が担保された定款案が作成されるという、技術的なテクノロジーの進化というものが実際に活用できる段階にあるということが確認されたということと、実際の公証役場での公証のプロセスにおいて、短時間で、場合によっては適法性が担保されたということを確認するプロセスが非常に簡素化されているという現状にあること、そして、何よりも、起業家負担を軽減するためにどのような施策が可能なのかということについて、いろいろな状況を確認した結果、私としては「A案」が現実的に採用可能な段階にきていると考えております。「B案」と「C案」についての評価ですが、「C案」につきましても今、現状でも日本公証人連合会で定款のモデル案を公表されていると承知しておりまして、それとほとんど変わらないと言ってもいい。この検討会をやったという成果で「C案」の結論になるということであるとすると、ここまでの議論が矮小化されてしまうという危惧を持っております。続いて「B案」につきましても、これも一歩進める案であるということは評価に値すると思えますけれども、公的団体がシステムやアプリケーションを用意するということであるとすると、現行の枠組みを出ず、今でもこれはできる内容でございますので、なぜこれをやれないのかということに立ち戻って考えますと、システムやアプリケーションを国の関与であるとか公的団体が作っている間がなく、これが出来上がるまで待っているのは、起業家の負担はなかなか改善されないという現状に鑑みると、やはり一歩進んで「A案」というものの実際の制度化を検討すべき時期にきているだろうと思えます。会社法についての法律改正についての懸念であるとか、現状の商業登記手続そのものを考え直す必要性まで出てくるのではないかと、「A案」に対しても、いろいろと補足説明で疑義を述べておられる箇所があると思えます。私は、近時、産業競争力強化法で民事上の対抗要件の特例として、例えば、新事業特例を受けたようなシステムであれば、これを民事上の対抗要件としても認めるというような改正まで行われた実績に鑑みれば、会社法はそのままにしつつも、こうした産業競争力強化という観点から民事上・商事上の効力を認める特例という立法も可能であろうと考えております。また、その中で使われるシステムについては、必要に応じてサンドボックス制度を活用するなどして、実際の計画どおりにシステムが出来上がっているのかということを確認することによって、それを採用する、認定するプロセスも、他で既に先んじて先進的な取組がなされていますので、こうしたことも活用しながら「A案」をどのように実現していくのか議論し尽くされたらいいのではないかと考えています。

○佐久間座長 ありがとうございます。他にありますでしょうか。梅野委員、関委員の順にお願いします。

○梅野委員 今までと同様の意見ですが、改めて申し上げます。まず、モデル定款については日弁連の立場を従前ご説明いたしました。モデル定款を制度化して特別な法的効果を与

える「A案」には反対しております。会社法が多様な機関設計を認める中で、特定の機関設計や内容のみに定款認証の免除という効果を与えることは制度的に説明がつかないということが理由の1つです。また、作成された定款の内容や意義を十分に理解しないままモデル定款が使用される場合も多くなり、定款の根本規範としての意義の低下も懸念されます。さらに、定款認証を不要とする場合、発起人の設立意思の確認や違法・不正な目的での会社設立の抑止といった機能が害されるおそれもあると考えております。

これ以降は私見となりますけれども、モデル定款を公開してスタートアップはこれを安心して使い、手続を早く進めることができるという「B案」のアプローチが適当ではないかと思えます。モデル定款の作成にあたっては、専門家や利用者の意見を反映するプロセスを設ける必要があると思えます。また、定款の根本規範としての意義の低下という懸念は、「A案」と同様にあり得るところだと思いますので、利用者が当該モデル定款に基づく機関設計等をしっかりと理解できるようなガイダンス等も行う必要があるように思います。さらに、利用者が不測の損害を被らないよう利用上の注意点やリスクをしっかりと説明すべきと考えます。起業家の負担軽減のためには「B案」とし、まず早期に運用を始めるのがよいのではないかと考えますし、十分にその準備も整っているのだろうと理解しております。その際には、モデル定款を使えば、最大で2日以内に審査が終わるのを原則とする、あるいは夜間にも公証人が対応するといった運用上のメリットを併せて提供することにより、利用が広がっていくのではないかと思います。以上の形で、起業家の負担軽減を図ることが今まで検討した中でベストな選択肢ではないかと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。関委員お願いします。

○関委員 私はこの3つの案の中では、「A案」でモデル定款という仕組みを考えた上で、定款認証を要しないという制度にしていくべきだと考えております。従来から申し上げておりますように、この検討会は起業家の負担軽減ということを重要な目的として検討していると思えますが、それは総理の発言にも応える形で検討すべきと思えますので、例えば、「C案」のように手続負担まで軽減する仕組みではないというようなレベルで、この検討会の答えとしていいのかというのは大変疑問に思っています。「B案」につきましても、負担軽減ですので、負担としては、手間であるとか、認証を受けるまでの時間であるとか、あるいは手数料であるとか、そういったものが深く関わってくるわけですがそれでも、いずれも「B案」が負担軽減になっているかどうかという点について、他の構成員の方がどういう認識なのかというのはそれぞれ違うかもしれませんが、私は十分に負担を軽減できているというところまではとてもいっていないと考えています。モデル定款については、先日民間事業者のご説明もありましたけれど、ある程度事業目的とかを絞る必要があるかもしれませんが、単純な定款を前提に考えれば、モデル定款によって定款認証を不要とする制度は十分考えられるのではないかと思います。その場合に、多様な選択肢がほしいという発起人がいらっしゃったら、従来制度に乗ればいいと思います。私は承知していませんが、もし特定の業種とか事業目的、あるいは業法の規制により複雑な定款が必要だというケースがもしあったとすれば、それは対象外と考えていいと思います。いずれにしても1日でも早くビジネスを行いたい、ビジネスに集中したいという起業家にとって定款認証は負荷の高い手続だと思いますので、面前だろうとオンラインだろうと同様だと思いますが、それをなくすような方向で考えてほしいと思います。なお、モデル定

款のシステムの品質保証についてはいろいろな考え方があると思いますので、そこは議論を深める必要があると思いますが、技術的な面も含めた知見ということを見ると、民間企業が非常に進んでいると思いますので、例えば、国がガイドラインないし基準を考えて、それに従って民間企業が提供する、場合によってはそれを専門家が評価する仕組みがあってもいいのかもしれないですが、その辺りは議論を深めた方がいいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。では鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 モデル定款についてですけれども、前提といたしましてモデル定款を採用することについては有益であり意義があると考えております。ただ、現時点において、モデル定款を法制度にするというところまでは時期尚早と考えております。その上で、「B案」が相当であると考えます。ちなみに「A案」と「B案」の違いというのは、後段の部分の定款認証の要否の点に限定されるのではないかと考えております。また、「C案」についてですけれども、仮に「B案」を採用したとしても「C案」を排除するものではなく并存し得ると考えております。その上で、「B案」のイメージということで、「B案」のモデル定款については、起業家の負担軽減という趣旨・観点から、限定的であり、かつシンプルなものを想定しております。もう少し具体的に言いますと、このモデル定款はワンパターン、1種類でよいと考えております。使う方の属性要件ですけれども、まず発起設立に限り、また現金出資のみにする。そして会社法上の非公開会社で、非大会社とする。機関設置については、株主総会と取締役のみを設置する。加えて発起人については、1名の自然人で、かつ、その方が取締役で代表取締役にもなる。この点は事後の紛争を極力抑える観点からです。また、発起人自身で定款案を作成する場合というのが念頭でございます。そして、モデル定款を使うということによって、この後の議論になります認証の手続で一定のインセンティブというか、別のやり方を選択しうるようにすることも考えられます。

「B案」の場合のモデル定款を誰が作成するかというところですが、国が関与することを否定するわけではありませんが、民間の専門資格者を含めた有識者会議において策定した上で、パブコメ等によって一定のオーソライズをしたものとする必要があるのではないかと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。他に追加していかがでしょうか。

では次回の取りまとめに向けまして、ここまで頂戴した議論を整理させていただこうと思います。

まずモデル定款の策定、利用を進めることについては、どなたも反対されませんでした。もっとも、その策定のあり方、あるいは利用のあり方について、イメージは様々であったかと存じます。そういった中で、本日、案としてお示しした「A案」、「B案」、「C案」の中では、「B案」を支持する意見が相対的に多かったですが、「A案」と「C案」に賛成する意見もありました。

そのうち、「C案」につきましては、起業家にメリットがほとんどないとの指摘がありました。起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しという本検討会の設置の趣旨からいたしましても、今回の議論の到達点としてここに留めるというのは難しいという印象を持ったところです。

次に「A案」につきましては、これを目指していくべきという積極的なご意見がありました。また「B案」を支持される方の中にも、「まずはB案」とおっしゃられる方がおら

れ、それは「A案」も直ちには排除しないということを含んでいると思います。「A案」が起業家にとって設立までの負担軽減の効果が大きいのは確かであります。もっとも、実現に向けてどれほどの課題が残されているかということについては、見方が分かれていることは明らかであったかと思えます。大きな課題がある、あるいは大きな懸念があるとお考えの方が複数おられる一方で、現在のシステムの発展状況からして、そのような心配は無用とまでおっしゃられるかどうかは分かりませんが、システムの使い方によっては何ともなるというお考えの方もおられたと思います。結局のところ、例えばですけれども、システムの技術的開発や機能審査の問題、具体的な担い手の確保の問題といった枠組み作りの点ですとか、あるいは会社法などの法律の改正が必要となるという制度的課題の検討も、見方が分かれている以上、これでよいという一方的な決めつけはなかなかできないかと思えます。そういったしますと、本検討会の取りまとめにあたりましては、「A案」について、実現に向けた課題をまず明確にしまして、考えられる方向性として示しつつ、その明確にした課題の検討を要するという、そこまでの整理をすることではどうかと考えております。

残る「B案」につきましては、まずこれに取り組むべきという意見が多くありました。もっとも、作成実施の主体については、国が関与するアプローチと民間主導のアプローチの双方があり、この点は今後検討する必要があるかと思えます。また、何より利用の効果といたしまして、起業家にとっての利用メリットが必要であるという点に異論はなかったと思えます。また、そのメリットといたしまして、ファストトラックのような迅速性が確保された運用処理が望まれるという点でも異論はなかったと存じます。問題はそのメリットの内容で、「B案」で今想定されているメリットで十分か、差し当たりであってもそれでいいかという点であります。これについては、そのメリットとして、どこまでのことができるかということ、さらに具体的に詰めていく必要があろうと思っております。

差し当たり、本日伺いました段階で感じましたのは以上のようなことでございまして、何かご意見があれば承ります。いかがでしょうか。次回に向けた整理として、今申し上げたような観点で、次回の取りまとめを作っていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、「第2」については、以上とさせていただきます。

続きまして、「第3 面前確認手続の見直しについて」では、大きく分けて「甲案」、「乙案」、「丙案」の3つの考え方が示されております。先ほどと同様に、委員の皆様におかれましては、ご自身のお考えが分かるよう、どの案を相当と考えるか、又は、ここに挙げられた案以外に相当と考える案があるかについて触れていただきつつ、ご意見をいただければと存じます。いかがでしょうか。

では、後藤委員お願いします。

○後藤委員 この「甲案」、「乙案」、「丙案」とある中で、私が考えているものに一番近いのは「甲案」になるのですが、少し修正をしていただくこともあり得ると思っております。といいますのは、現在の「甲案」は、定款認証の機能の中心は、定款内容の適法性の確保と本人確認にあるとしていて、それはそのとおりなのですが、「中心は」という表現がされておまして、「乙案」はそれに加えて発起人の真意、設立の意思の確認も含まれているという言い方がされています。設立意思の確認というのは、具体的に何をす

るのがよく分からないということは、繰り返し申し上げてきたところでもありますが、私の考えとしては、電子署名にプラスしてeKYCといわれる本人確認手法を取った場合、ただマイナンバーカードがタップされたということだけではなく、発起人本人が今この瞬間にその手続をしているということが同時的な画像や動画の提供などによって確認できるということが行われた場合には、その人本人が公証人の前に来たのと同じこととなりますので、仮に設立意思の確認や発起人の真意の確認が今の定款認証の機能に含まれていると解したとしても、それをカバーできている。つまり、電子署名にプラスしてeKYCで十分であり、公証人の面前に行く必要はないと考えています。結果としては「甲案」に近いのですが、「甲案」の内容をもう少しそのように膨らませられるとされているところがございます。なお、容貌の画像提供という言葉も書かれているのですが、例えば、いつ撮ったか分からない写真だと確かにそれだけだと足りないでしょうけれども、それを今この瞬間に撮られた写真で、そこにカードも一緒に写すなどといったことがあるのだとすると、それは単なる容貌画像の提供以上のことが行われていることになるかと思えます。そういうふうに考えれば、発起人の設立意思の確認までできていると言えるので、結論としては公証人の面前での手続不要ということになると考えております。それをどううまく表現すればいいか、少し分からないところもあるのですが、前回、民間事業者からご説明いただいたことを踏まえると、そういうことも可能と思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。原田委員お願いします。

○原田委員 この3つの案からということになりますと、私は「乙案」に賛同します。公証人を介さず電子署名で本人確認のみしか行わないという「甲案」の考え方は、いろいろと検討いただく必要があるかとは思いますが、やはり意思確認について、デジタル確認のみで、人がおおよそ関与しないという方向性には賛同し難い。公証人という第三者の専門家の目で、双方向でのやりとりを確保した上で行っている審査を、ウェブ上のチェック方式や形式的な審査権限しかない登記官の審査で代替するのは無理がありますので、完全なデジタル化は将来課題として検討するべきだと思います。これまでも申し上げましたし、先ほども申し上げたけれども、行政書士としての経験からいいますと、起業家であっても自らインターネットサービスを使って定款を作成してきたような場合、定款の内容を誤解していたり、そもそも内容を十分に理解していない心配な事例がかなり多いのが実態でございます。先ほどの許認可の部分でも、そういうことを申し上げました。また、会社の設立の場面では、消費者保護であったり、犯罪予防を図る意味でも、起業者の真意をしっかりと確認し、疑わしい場合には深掘りをして聞くことは、公証人しかできないと思います。公証人と起業者との双方向のコミュニケーションがあれば、ダミー会社であったり、名義貸しを見抜く機会、不正を考える者が躊躇、断念をする大きなきっかけにはなると思います。面前確認の現状については、形式化しているというご意見もありますが、私自身はそのようには思っておりません。公証人は、定款認証の相談・審査の過程で資格者の専門家と様々なやりとりを行いますし、実態に合った適法な定款を作ろうと慎重に対応しているケースが多いと日頃から感じています。定型的な定款の場合などで短時間の審査で形式化しているとなれば、それは残念ながら、本来の役割を果たしていないということになりますので、改善を期待したいと思います。

先ほどの真意の確認という観点から申し上げますと、公証役場で実際に行わなくてもウ

ウェブ会議の利用で十分対応できる場合も多いでしょうから、「丙案」がいうウェブ会議利用の原則化も賛同できますし、また公証人の目から見て問題があれば最終的に対面での審査の機会が確保されている前提であれば、「乙案」のようにデジタル技術という別の方法で公証人が真意の確認を行う新しい手続を設けることに賛同いたします。「乙案」で新たな手続の方法として、資料8ページに例示がございます。これらの類型ですけれども、状況次第では発起人との従前のやりとりやあらかじめ送られた動画を確認するのみで面前の確認を要しないとすることも可能だと思います。もっとも、具体的要件や範囲は法律でしっかり明確に定めて統一的に取り扱うことが重要なのではないかと考えますので、制度化にあたっては、さらに検討をお願いしたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。増田委員お願いいたします。

○増田委員 私は、まずは「丙案」を直ちに実施しつつ、「乙案」は導入に向けた検討を進めるべきだと考えておまして、他方で「甲案」には反対いたします。以前よりお伝えしているとおり、専門家による面談チェック、これは違法、不正なものを見つけ出すという意味でも、また不十分な理解や誤解があるのを正すという意味でも大変重要です。株式会社という新たな存在を社会に生み出すということの社会への影響や消費者への影響の大きさを決して軽視しないでいただきたいと強く思っております。公証人が発起人本人と面談して、会社の内容や意思の確認、注意喚起、助言を行うスキームというのは、まさしく本当に有効です。より効果的に機能させるべきだと思います。したがって、面前確認が残ることを前提にウェブ会議を積極的に活用する「丙案」をまず実施することに賛成いたします。「乙案」の場合は、問題があれば公証人の面前確認に移行する手続が残されていますし、デジタル技術を用いた情報提供の場合であっても、公証人がその内容をしっかり確認・審査することになる点で検討に値すると思います。ただ、このデジタル技術を用いた情報提供によりどこまで確実な確認ができるのか、現時点ではイメージがはっきりしませんので、そこを検討する必要があると思います。動画など新しいツールを用いる場合には、発起人からの提出方法や公証人側の審査方法など具体策を慎重に検討していく必要があると思っています。私は、今後はウェブ会議を容易に利用できるからには公証人の面前確認について代理人による面談は廃止して、発起人本人と面談するべきではないかと考えていますので、「乙案」の情報提供を発起人本人が自ら実施するのであれば、動画提供というものは後に証拠が残るという意味で違法防止にも効果を期待できると思います。「乙案」の具体的な内容について法務省で検討を進めていただきたいと思います。

一方で「甲案」には反対いたします。電子署名で確認できるのは本人確認にすぎません。なりすまししか防げないと考えております。違法・不当な手段として、名義貸しや事業目的に関する虚偽説明やダミー会社目的などがあります。こういったものは電子署名だけでは見抜けませんので、公証人による目視チェックがあるということの抑止効果、威嚇効果がなくなってしまい、大問題だと思います。悪質な事業者や不正を企む者と交渉したり話し合ったりしたご経験がないとお分かりにならないと思うのですけれども、蓄積した知見や経験によってそうしたことがある程度分かる、直接のやり取りに意味があるということを付言したいと思います。また、意思確認の方法として、例えば、ネット取引の約款のようにチェックボックスで確認させるというものは、十分な確認をしたとか、理解をしたとは到底言えません。一般市民からすれば、ほとんど読んでいないものを根拠に意思を確認

したという方法としか見えません。こうした感想は他の一般の消費者に聞いても同じ感想だと思います。株式会社を設立するという行為である以上、その手続において、単なるウェブ画面上のチェックボックスだけではなく、より確実に事後にも検証が可能な方法で人が意思確認する仕組みが必要だと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。神作委員お願いします。

○神作委員 この面前確認については、私の理解では皆さんの意見が一致している部分もあって、デジタル化を最大限利用しようという点では共通していると思います。次に、面前確認手続について、「甲案」、「乙案」、「丙案」のどれをとるかというのは、発起人の認証にどのような機能を求めるかということと非常に密接に関連していると思います。これまでの発言の繰り返しで恐縮ですが、定款の記載事項のうちの適法性に関わる部分は、面前で確認する必要はないと思うのですけれども、問題は株式会社でいいますと、会社法第27条第5号に規定する「発起人の氏名又は名称及び住所」が定款の記載事項になっていて、しかも前回申し上げましたように、発起人の認定については形式説が通説判例で、定款に記載された名義に従って判断することになるので、定款認証制度が残る以上、発起人の意思確認が必要不可欠だと思います。そしてそのことは、面前確認以外ではなかなか確認が難しい面があると思います。本人確認まではデジタル技術を用いても十分できるというのは、後藤委員が言われた通りであり、面前確認の形ではなくてもできる部分もあると思います。代理人が出てきてやるよりは、本人の画像とか録画とか映像の方がまだましだと思っております。定款の認証に警告機能をどこまで認めるのかは、人によって意見が違ふと思いますけれども、警告機能は現在の認証手続でもそもそもあまり果たされていない、代理人が出てきてもいいということで警告機能を重視しないというのであれば、面前確認手続はかなり簡素化ができると思います。逆に、この機会に警告機能も従前の趣旨に従って回復していくということになると、「丙案」の考え方も出てくると思います。いろいろ申し上げましたけれども、私は「甲案」、「乙案」、「丙案」でいうと、基本的には「乙案」に従いながら、かつ、「第4 その他の論点について」の「2 面前確認の実施ルールの適正化」と合わせて考えていく必要があると思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。堀委員お願いします。

○堀委員 こちらもおまとめいただき、ありがとうございます。「甲案」、「乙案」、「丙案」の3案をいただいておりますが、私としては「甲案」又は「乙案」の併用という形で進めていただきたいと思います。「甲案」は、本人確認さえ行えばいいということは、今回の検討会で分析して考えると、公証人の面前確認手続においては本人確認と意思確認手続が必要であるとされていることが確認されたと思っております。そのため本人確認さえあればいいというよりは、本人確認と意思確認は必要だろうと思います。ただ、その場合に、デジタル技術を用いて確認をすることもでき、発起人の本人確認はデジタルな証明手段を使って、本人であり、なりすましではないことを確認することができると思います。発起人の発起意思の確認についても、デジタルで確認をすること、情報提供を受けた上で同意をするプロセスであれば、本人の意思表示をすることは、可能だろうと思います。したがって、「甲案」と「乙案」の間といいますか、「甲案」は本人確認さえすればいいという記載ではありますが、意思確認についてもデジタル技術を用いた意思表示の確認プロセスを設けたほうが良いと思いますし、「乙案」については、デジタル技術を用

いた情報提供をすることは賛成ですが、公証人が、人が確認することがポイントになっているように読めますので、必ずしも人が確認することでもなくてもいいのではないかと考えています。いずれにせよ、面前確認について当然ながら何か問題がある場合には、途中でストップして公証人が確認される場所は、押さえとして持っていただきつつも、多くの問題がない発起設立のケースにおいて、スムーズな確認をするという観点から、面前確認手続がデジタルで完結する場合があってもいいと思っております、いずれも併存させることによって選択ができる手続にさせていただきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。関委員をお願いします。

○関委員 私は基本的には「甲案」に賛同するのですが、「甲案」の書き方に疑問があります。おそらく堀先生も同じイメージなのかと思えますけれども、まず、私は公的個人認証で本人確認をした上であれば、面前確認手続を不要にできるのではないかと考えていました、それは単に本人確認をしたというだけではなくて、不正目的の会社設立のチェックであるとか、設立意思の確認までそれによって実現できていると理解しております。反対に、それができないというのであれば、私はよく理解できなくて、例えば、面前でない真意の確認とか設立意思の確認ができない、あるいは、不十分な理解であるかどうかのチェックができないとおっしゃるのですが、その際に、面前確認ではどうやって確認しているのか具体的に、詳細に教えてほしいです。チェックリストとか、判断基準とか、きっとそういうものもあると思うのですが、どうやって確認しているのか、ぜひ教えていただければと思います。結局、例えば、公的個人認証などで本人確認ができて、その人から申請があったということであれば、それらについても確認できているのではないかと考えています。もちろん十分な情報提供は必要だと思いますので、それを併せて行うことが適当だろうと思います。なお、この質問は、手続については制度的に代理人でもOKとされているので、それも踏まえた回答をいただければと思います。また、実際の公証役場での事例では、そんなチェックまでしていないようにも見受けられるので、それも踏まえたご回答をいただければと思います。それとチェックボックスでは不十分だというご意見もあったのですが、世の中の多くのサービスでチェックボックスによる確認によって契約が成立する仕組みがたくさんあります。それも全部否定されてしまうのか。そこまで含めてチェックボックスでは不十分だと考えているのか。やり方次第だと思うので、そのあたりは工夫すればできるのではないかと考えています。

○佐久間座長 ありがとうございます。ご質問の点について事務局からお願いします。

○藤田課長 面前確認の実務について質問がございました。事務局から制度を所管する立場で把握していることをまず申し上げて、補足があればオブザーバーの日本公証人連合会からお願いできればと思います。本人確認と意思確認について、特に後者の意思、真意の確認として何を行っているかというご質問ですが、本人確認と真意、実質的設立意思の違いをまず説明します。本人確認は、定款に署名又は電子署名をした者がその署名者本人であるか否かを確認する手続でありまして、実在性やいわゆる第三者がなりすましを行っているかどうかを確認することです。実務では、印鑑証明書・電子署名により行い、それを補充する形で運転免許証等の身分証明書も公証人は実務上求めていると承知しています。他方で、発起人の真意、実質的設立意思は、これと違う位置付けのものであり、作成された定款案に沿った会社を設立して事業を営む意思が発起人にあるかどうか、また、そこに

名を連ねた発起人として自ら発起人あるいはその後の取締役として責任を負う認識・自覚があるのか、そこを確認するものです。ここの前者の意味では、例えば実態のないダミー会社、定款に本店所在地を記載しながらそこに全く実態がないような場合、あるいは定款目的に書かれた事業を遂行する意思・能力がないような場合を見るため、公証人は、例えば、事業計画書や取引口座の開設予定、取引先金融機関等をやりとりで確認すると承知しています。後者の発起人としての意思確認については、発起人・取締役として法的責任を負うことの認識を確認する営みになりますので、当初の相談段階から最終的な認証までの過程で、公証人が電話、面談、メールなどの様々な手段を用いて確認することが想定されている、制度としてそのように理解をしてございます。

○小坂オブザーバー 今の説明に尽きていると思いますが、実際に私がしている内容をご説明申し上げます。例えば、定款上で事業目的が5個、6個、時には10個もある場合がございますが、面談に来ていただいて、「本当にあなたのやりたい事業は何なのですか」とまず伺って、その中で「この事業をやりたい」ということを確認して事業目的を精査します。そして従前どういう形で取引をされていたか、法人成りの経緯なども確認します。その上で、先ほど藤田課長からも説明がありましたけれども、口座の開設についてはどういう形で開設される予定なのかなどを確認します。例えば「取引銀行があるので、そこで口座開設します」などと回答されます。本当に設立意思があるのかという質問は、基本的に正面から直接はしません。周辺の付加的な事情を確認することによって、初めて設立意思があるかないかが分かります。さらに、事業計画はどういう形で準備されているのか、資金関係はどうされているのかというような部分についても、念のため確認しているのが実情です。

関委員から代理についてもご質問がありました。代理では、特に事業者などが面前確認の代理の形をとる場合がありますが、これには3つの形態があります。まず発起人が専門資格者の代理人として来所する場合です。発起人本人ですので、先ほどと同じような質問をさせていただくのが実情です。そして、事業者の社員が代理人として来所する場合です。この場合には2つの形態があり、まず、実際に発起人・公証人と設立に関するやりとりしている社員が来所する場合です。この場合は、発起人と同じ質問をします。次に、単に社員が面前確認のためだけに来所する場合です。この場合は、質問しても事業内容等を詳しくお答えいただけませんので、それまでに発起人とやりとりさせていただいている情報を踏まえ、代理人からは発起人の署名自体について問題がないかなどをお伺いすることで確認しているのが実情です。

○関委員 ご説明ありがとうございます。ですが、今のご説明と先日の事業者からの事例の紹介なども含めて、いろいろ出たものと照らし合わせると、随分と乖離があると思っています。いずれにしても、代理人制度がある以上、発起人本人への確認はできないという認識でいいでしょうか。本人に対して真意の確認などはできないと。

○藤田課長 現行法で代理制度が認められていることはそのとおりです。代理人の場合には、先ほど小坂オブザーバーから説明があったような実務がされているということです。

○関委員 申し上げたとおりということで理解しました。ありがとうございます。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。では梅野委員お願いします。

○梅野委員 面前確認の見直しに関連して、日弁連として次のような意見を述べたことがご

ざいます。会社設立のオンラインワンストップ化に関して、「会社設立のオンラインワンストップ化は、定款認証手を維持しながら、本人確認、意思確認及び定款の内容の確認等を公証人の面前での認証を行う場合と同程度に行うことを可能とするIT化、デジタル化によって実現すべきと考える」というものでした。名義貸しや違法な事業目的での会社設立をチェックするという観点からは、発起人と公証人が双方向でやりとりする方法が最終的に確保されていることが必要であり、定款に付した電子署名等によって発起人の本人確認のみをすればいいという「甲案」には賛成しかねるところです。また、「甲案」は、違法不正な会社設立の抑止は、会社設立後の行政規制や民事・刑事上の制裁等により対応するということですが、現在においても、消費者詐欺等の犯罪に会社が使用された場合に損害賠償等が実効的であるとはいえず、そのような事後規制のみによることができるか疑問があると考えております。

これに対し、「丙案」のウェブ会議をさらに拡大・原則化する方向性には賛成します。発起人の希望があれば、まずウェブ会議で行い、疑義があれば公証役場に来てもらうという段階的なやり方でよいように思います。これであれば来所を希望しない発起人は、公証役場に赴くことなくウェブ会議で確認が可能となり、負担感は大きく減るのではないかと考えます。また、「乙案」は、デジタル技術を用いた情報提供によって、公証人が発起人の本人確認と真意の確認ができた場合に限り、面前確認手を省略することを認めるものようです。問題があれば公証人がリアルタイムで発起人に確認する機会を残しており、「乙案」のアプローチには賛成いたします。もっとも、「乙案」でも、どのような場合にデジタル代替を認めるのか、その具体的要件については、資料8ページに①から④の例示がございます。①はもちろん問題ないと思われそうですが、例えば②については、確かに電子署名やeKYCにより相当程度の本人確認が可能になっていると思われそうですが、録画等で双方性がないことをどのように考えるかといった問題が残るように思われます。法律改正を要する内容であって、細部はさらに詰める必要があります。実質的に面前確認と同様の意思確認機能が確保されるような要件設定を工夫していただければと考えます。今後もデジタルでどこまで効率化・迅速化が図れるかは課題だと認識しており、公正中立な第三者である公証人がチェックする機能を残しつつ、その負担軽減策を検討していくべきであろうと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 「第2」の面前確認手続でございますが、こちらにつきましては、「乙案」が相当であると考えています。具体的な認証のやり方としましては、リアルに公証役場で公証人と会うやり方で、仮に「リアル認証」と呼びますが、現状一般的に行われているものです。2つ目がオンライン会議システムで行うやり方で、仮に「ウェブ認証」と呼びますが、こちらはまだ普及していませんけれども、現行で認められているものです。そして、3つ目が新たなやり方で、オンタイムでの「リアル認証」や「ウェブ認証」を行わないデジタル技術を活用したもので、仮に「スマート認証」と呼びます。まず「ウェブ認証」ですけれども、少なくとも公証役場に赴く手間が省けるというメリットがあります。そして、3つ目の「スマート認証」ですけれども、こちらは時を選ばずデータ等を送ることができ、極端な話、24時間受付にしていつでも送ることができて、その内容を公証人が確認をして認証を行う、このような仕組みを考えております。3つ目の「スマート認証」の位置づ

けとしては代替的措置というよりも以上の3つを並列的で選択的ということを考えているところですが、ただ、この「スマート認証」については、起業家の負担軽減という観点から、先ほどのモデル定款と同様に、範囲は限定的であってしかるべきと考えております。具体的な要件については、先ほど申し上げましたモデル定款を使う場合と同様のものが考えられ、マイナンバー電子署名を用いるものであり、かつ、発起人本人が行う場合であることを想定しております。また、デジタル技術を活用してというところでございますけれども、これは例えば、先ほどから話が出ておりますeKYCということで、ICチップ入りの運転免許証などを画像として提示するとともに、それにプラスして、チェックボックスによる回答や、さらに一步進めて自動音声で質問をして発起人がそれに対して回答して送信する、そのようなことが技術的には可能ではないかと考えております。なお、公証人が「スマート認証」をした中で疑義が生じた場合は、「リアル認証」又は「ウェブ認証」に移行することができる、そのような仕組みが相当ではないかと考えております。

- 佐久間座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。では、いただいた意見について事務局から確認させていただきたい点があります。
- 藤田課長 各委員からご意見を承ったところで、後藤委員と堀委員に先ほどご提案いただいた内容の趣旨を確認させていただければと思います。「甲案」又は「乙案」の併用として、後藤先生からマイナンバーにプラスしてeKYCで確認するというご提案をいただきました。堀先生からは、マイナンバーにプラスしてデジタル情報を提供するという提案がありました。お二人とも、公証人の関与を必ずしも前提としない立場だと思っておりますが、そうしますと、提供されたものについて誰がその中身を確認するのかという問題と、その内容に疑義があった場合には実質的な審査をすることが予定されているのか、それとも情報が提供されていることさえ確認できればいいのかという問題。この2つについてご提案のイメージを教えていただければと思います。
- 佐久間座長 後藤委員、堀委員お願いします。
- 後藤委員 必ずしも私自身が技術に詳しいわけではないことをお断りした上での話でありますけれども、現在行われているのは、本人が来たとすれば、その人が定款に名前が載っている本人であるということを公証人が確認した上で、「これを今あなたがやろうとしているのですよね」ということをいろいろな話の中から探っていくということかと思っております。まず、署名されている人の名前を誰かが騙っているわけではなくて、マイナンバーカードを持った電子署名をできる人がやったことを確認するのが本人確認の部分。意思確認の部分は、その名前の人が今まさにこれをやろうとしていることを確認するというところで、例えば、同時的な画像を撮って、今申請ボタンを押している人がまさにこれをやろうとしている、画像を撮っているのが本当にその人であることをそこで確認する。中身の理解はそれだけでは果たされないわけですが、中身の理解を読み上げたりすることは、私は不要だと思っていますので、それでいいと思っています。今のご質問は、それを誰が裏でチェックするのかということですが、公証人が確認することはもちろん1つのパターンとしてあり得るかと思っておりますが、システムで定款が生み出されてくる場合、システム側で確認することで足りるという考え方もあるように思います。例えば、同時的に捉えていることもシステム側で把握できるわけですし、その画面に映っている人と、マイナンバーカードの写真が同一人物であることも画像認識処理としておそらく可能なのではないかと思います。

ますので、マイナンバーカードを持っている人と同じ顔の人が今この手続をしていることはシステムで確認されて、それがシステム上で記録され、例えば、PDFの定款に追加して、これはこのシステムでこういう形で確認したものであるという書類が1枚付いてきて、それを登記所に持っていくと。その確認もデジタルでできる時代が、今現在そうになっているかはともかく、いつかくるのではないかと思っているという趣旨でございました。画像がフェイクではないかという話はいろいろあり得るかと思うのですが、そういうことに対応できるシステムとして確認ができれば、ということで申し上げます。

○佐久間座長 堀委員、お願いできますか。

○堀委員 本人確認と発起意思の確認と、2つが必要であると考えた時に、本人確認は、公的個人認証、マイナンバーを確認するという方法でもいいと思いますし、eKYCによる方法、例えば、本人確認書類をアップロードした上で、容貌の写真を撮る方法もあり、いずれのも本人確認の方法として、犯収法上の手続などにおいて既に実用化されていますので、並列で選択的に確認をすることは可能だろうと思います。発起意思の確認に関しては、きちんと発起人がどのような効果が生じるのかということを理解した上で、発起意思があることを確認する、確認するという意思表示をすることが必要ではないかと思えます。この場合、デジタルにクリックをし、そのログが残るということができれば、改ざんされない形でデータとして意思表示をしたことが確認されたということであれば、通常の民事上の法的効果も意思表示の方法として認められていると考えられることから、発起意思の確認もデジタルで行える、意思表示を行えると考えています。ただし、前回の議論の中で、会社法上の設立、発起意思は、きちんと法的効果も理解した上で、意思表示することが大事であるというご意見もありましたことから、先ほど情報提供と申しましたのは、会社を設立をするということがどういうことなのかを画面又は映像などを用いて情報提供することをした上で意思表示をするプロセスにすれば、より内容を深く理解することができるのではないかと考えられ、そうした説明画面を挟んだ上で意思表示をするプロセスが考えられるのではないかと思います。なお、それを誰かが確認するのかということですが、本人確認に関しては、例えば、マイナンバー、公的個人認証であれば、J-LISを通じてきちんとマイナンバーの情報について国が持っているものと正かどうかということが確認されますし、eKYCであればeKYCベンダーが確認するプロセスになると思います。発起意思の確認に関しては、これは通常問題がなければ確認したということで、ログが残るということで、何かシステムを1つ1つ見に行くということは、最早しなくてもいいと考えておまして、何か問題があった場合に、例えば、その発起意思がきちんと表示されているのかどうかデータが残っていれば、後日の紛争時に証拠として確認することはできるだろうと思います。また、途中でストップしてしまった場合は、これは本人確認でも発起意思の確認でも両方ですけれども、何らかの事情でうまくいかない、確認ができなかった場合には、プロセスとしてはデジタルでできる範囲を超えますので、手続はストップした上で、「公証役場に行ってください」といった案内が出て終わることが考えられるのではないかと思います。

○藤田課長 ありがとうございます。お考えはよく分かりました。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

この論点につきましても、次回の取りまとめに向けて、今日の時点で伺ったことの整理

を申し上げておきたいと思います。この論点につきましても、「甲案」、「乙案」、「丙案」のそれぞれに支持がありました。そのうち、「丙案」につきましては、現状について負担の声が強い面前確認の見直しとして、そこにウェブ会議の利用拡大を実施するのは当然のこととして、その程度では不十分であると、更なる見直しを考えるべきであるとする意見が多かったと思います。次に「甲案」についてですけれども、これは定款認証で何をするのかということと極めて密接に関連していることであり、今日お示ししました「甲案」のように本人確認のみで足りるというアプローチにつきましても、支持するご意見もありましたけれども、真意の確認まで必要であるということで、本人確認のみでは適当でないというご意見の方が多かったと思います。また、「甲案」である場合には、面前確認は要らないのではないかと、デジタルによる確認だけで十分ではないかということになると思うのですけれども、結局、定款認証で何をするのかが問題となりまして、現在の制度上は、公証人が面前確認をすることとなっており、それはなぜかということと本人確認と真意確認を行うものであるという整理がされております。これをこの検討会の場で、本人確認さえすればよくて、真意の確認までは今後不要であるとするを前提として論を進めることは、なかなか難しいだろうと思います。したがって、今後もずっとそうだとはいえませんが、本人確認と真意の確認が行われていることを前提に、今後少なくとも当面は、継続すべきものであるとすればどうするかを考えていく方が生産的であろうと思います。そういたしますと、これを考えるのが「乙案」だということになります。本日の時点ではこれを支持する意見が一番多かったということになります。もっとも、焦点になりますのは、真意の確認の方法でありまして、この確認の方法については、現在、原則として行われている直接面談以外の方法を設けるという点では異論はなかったと思いますが、その先が大きく2つに分かれております。一方では、動画送信などデジタルの簡便な方法を導入しても、それを公証人が確認する営みは不可欠であって、疑義があるならば公証人の面前確認に進むという意見が相当数ございました。他方で、eKYCの進展などによってデジタル技術のみで真意の確認まで現に可能、あるいはもうすぐ可能になるのではないかと。特に確認の仕方を工夫することによって可能なのではないかとのご意見もあったところです。そういたしますと、結局そこをどう整理するのかということが、なお残っているということであろうと思います。デジタル手続で完結することを前提にすることができるかどうか、できるとするならば、どの程度の、どういう確認の仕方をするかを検討しなければなりません。また、デジタル手続で行うことを認めつつも、場合によっては何らかの事情があったときに公証人による面談の手続に進むということもあり得ますし、おそらく多くの方々はそのようにお考えであると思いますが、どういう場合に公証人による面談に進むことになるのかについて、ある程度の見通しを持つ必要があると思います。本日伺ったところでは、このような整理になると思いましたが、何かご意見があれば、承りたく存じます。いかがでしょうか。

○**関委員** 念のためのコメントですけれども、先ほどの私の主張では、どちらかということ「甲案」に近くて、本人確認をすれば基本的に設立意思を確認できると考えています。それはシステムというかUIの作り方次第とと思っていますので、「乙案」のこの新たな手続はどの程度のものかいろいろと考え方があると思うのですけれども、私は、本人確認の公的個人認証の仕組みにプラスアルファぐらいで設立意思の確認までできる仕組みが実現で

きるのではないかと思います。そういう意味で本人確認さえできれば、十分な仕組みができるだろうという主張です。

○佐久間座長 ありがとうございます。後藤委員お願いします。

○後藤委員 整理をどうもありがとうございました。議論の整理としては、ほぼ尽くされていたのではないかと思います。一点だけですが、先ほど、eKYCを使うとして、それを公証人が見ることもあり得るけれども、例えば、民間事業者のシステムの中で確認する形もあり得るだろうと申し上げました。どちらもスムーズに行くのであればいいと思いますが、一点だけ懸念が残っておりますのは、eKYCで出てきたデータを公証人・公証役場で確認するということが果たして対応可能なのかと。前回、民間事業者のヒアリングをした際には、そもそもウェブ面談すらやってくれない公証役場もオフィスによってはあるという話でしたので、これに対応するためのシステム投資がどれだけ必要なのか私には分かりませんが、果たして対応可能なのか。もし対応不能な場所があるのだとすると、例えば、東京であれば対応可能なところがあるでしょうから、そこに流して夜間に見るとか、そこは公証役場の側の受け方をしっかりと考えていかなければならないと思っています。

○佐久間座長 ありがとうございます。梅野委員お願いします。

○梅野委員 座長がまとめていただいた点に、確認というか、念のため意見を申し上げたいと思います。真意の確認が必要であり、真意の確認の方法が問題になるということで、まず2通りの方法を話されたと思います。1つは最終的には公証人がチェックすることを残す方法と、もう1つはeKYC等で完結させる方法と理解しました。この2つの中に必ずしも含まれていないと思いましたが、双方向性の確認作業が必要ではないかという議論です。公証人が最終的なチェックをするという方法でも、必ずしも尽くされない部分があると思います。例えば、先ほど小坂先生のご指摘ですが、資金の調達、口座の開設、どういう事業をやりたいかといったインタラクティブに話をする中で、実質的な真意、あるいは違法な真意を持っているかどうかを確認するというをおっしゃられたのだろうと理解しました。そういう公証人と発起人の双方向的なやりとりが極めて重要だという考えもあると思いますし、日弁連なども基本的にそういう考え方に立って従前の意見を申し上げております。取りまとめに当たっては、そのような双方向的なインタラクティブなやりとりが必要という意見もあったことは踏まえていただければと思います。もう一点、後藤先生がおっしゃられたのは、夜間のサービスについてであったと思いますが、定款は本店所在地の公証人が認証するという公証人法上の建て付けになっていたと思いますので、東京で全てに対応できるようにするためには、法律の改正が必要になるのではないかと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。例えば、ウェブ会議の利用なども含めて、現状に近い形での扱いも特段排除しているわけではございませんので、ご注意いただいたことを受け止めて取りまとめをしていきたいと思っています。堀委員お願いします。

○堀委員 おまとめいただいた方向性に大きく異存はないのですが、1点だけ。公証人がデジタルを活用して行う面前確認手続に代わるものについては、公証人が目で確認する必要があるというご意見もあったところに関してですが、公証人がこれまで面前確認手続で人的な経験から判定していたことをウェブ会議に代えることは積極的に進めていただければと思うのですが、システムを活用して面前確認手続に代わる意思確認なり本人確認をして

いくことを考えたときには、前提が大幅に変わってくるだろうと。公証人が人の目で確認をするというよりも、システムを活用することによって、それにふさわしい検知の仕方は、別のやり方があると思っております。例えば、デジタルで確認することになりますと、全国のデータを照合することができるであるとか、一公証人、一公証役場だけの問題ではなくて、なりすましや不正の検知をよりデータを活用して幅広に行えることも含めて、実質的に不正な設立を防止していく形になりますので、人間の目で確認することと、システムを使って確認することとは、それぞれ違うやり方があるのではないかと考えております。したがって、そこに関しては、システムの専門家、民間の知恵というものを最大限活用すべきだろうと思えますし、何か1つのデータを公証人が確認することは不要だろうと思った次第でございます。システムを前提とするならば、ということも補足で申し上げました。

○佐久間座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、「第3」はこの程度で終わりとさせていただきます。

最後に「第4」につきまして、「第2」、「第3」以外にこれまでご意見いただいた論点を「1 定款認証時における実質的支配者申告制度の在り方」、「2 面前確認の実施ルールの適正化」として示しています。また「3 その他」も含めて、どの点からでも結構ですので、ご発言いただければと存じます。いかがでしょうか。原田委員お願いします。

○原田委員 まず、実質的支配者申告制度についてです。行政書士も反社チェックをやっておりますけれども、風営法の許可の関係では、現実的に問題が生じることもございます。会社設立時には当然、反社チェックをしっかりとやっておりますが、現在、暴力団関係者リストとの照会までしっかりと行われているという観点から公証人による現行制度の維持が必要ではないかと思っております。そして、面前確認の実施ルールにつきましては、公証人が面前確認で十分に審査を行うという意味で、面前確認を行うのは発起人本人又は委任を受けた資格者代理人のみにしていただき、資格者代理人がついている場合であっても真に疑わしい場合は、公証人が発起人本人に説明を求めることができる新しいルールとすることが考えられるのではないかと思います。発起人の知人・友人による代理出頭は、現在もそれほど多くはないと思っておりますけれども、これらが広く利用されれば、面前確認の機能が反対に弱まってくることも心配になります。むしろ、新たに導入するデジタル情報の提供等を発起人が使えば、代理人を無制限に認めることは必要なくなると思っておりますので、面前確認の方法に関するルールについて、この機会に明確化するべきだと考えます。

○佐久間座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。梅野委員、後藤委員お願いします。

○梅野委員 まず、1つ目のマネーロンダリング関係です。F A T F 勧告との関係で、法人の実質的支配者情報を多様な主体により把握することが重要とされて、日弁連としても会員のマネーロンダリング対策を講じてきたところでございます。そういった経緯もあり、マネーロンダリング対策あるいはF A T F 対策には高い関心を持っております。公証人による定款認証の際の実質的支配者申告制度は、現時点の日本のF A T F 勧告の評価の基礎となっていると理解しており、これと同様の代替策が講じられて初めてその見直しを検討すべきと考えております。また、この点に関して、反社チェックといった実質的な審査について、形式審査を行う法務局で代替することが果たして可能なのかという問題意識を持

っておりますので、その点を補足します。

2つ目の面前確認ルール実施の適正化に関しては、面前確認の在り方として、現在の運用の一部がやや形式化しており、利用者からのネガティブな評価があると理解しております。デジタルを用いた効率化策を行いつつ、疑わしい事案であるとか、初めて依頼があった場合などには、公証人には現在の実務以上に適切に発起人本人の意思確認をして設立の実質的意思があることや不正目的がないことの確認を行うべきと思われます。そういう意味で、面前確認において公証人が行う実質的確認の方法について具体的ルール化を検討する方向には賛成します。

そして、3つ目のその他についてですけれども、本検討会においては定款認証の在り方が対象となっております。しかし、実際に会社の設立を自分で行うとすると、実際自分でもやっているのですけれども、様々なハードルがございます。マイナンバーカードを利用して電子署名をしようとする、特別なソフトを導入したりカードリーダーを購入しなければならない、これに費用がかかるであるとか、いろいろなハードルがございます。電子認証システム一般の問題ではあると思うのですけれども、実際にはそういった問題があることは留意しておくべきであると思います。また、登記・供託オンライン申請システムを利用するには、ユーザー登録をした上で申請用総合ソフトをダウンロードしなければならないといったこともございます。コンピューターリテラシーがどの程度あるかによって違ってくる問題だと思っておりますけれども、こういったところはかなり手間がかかるという認識は持っておくべきと考えます。このようないろいろなハードルがある中で、ウェブ会議システムを使った公証人との面談をどのように評価するかといった観点も必要だと思っております。会社設立手続全体のプロセスについて議論はされてきませんでしたけれども、利便性を高めることが起業家にとっての負担軽減により資する面もあるのではないかと思います。要は、一連の手続をトータルとして見るのが大事であって、そういった中で定款認証の在り方を考える視点も必要だと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。後藤委員、増田委員お願いします。

○後藤委員 面前確認についてはこれまでの議論でだいぶカバーされていると思いますので、実質的支配者についてだけコメントさせていただきたいと思っております。原田委員、梅野委員からもご指摘がありましたように、F A T F 対策をおろそかにするわけにはいかないということで、これをどこかでしっかりとカバーしなければならないことは私も全く同感でありますし、これまでも申し上げてきたように、株式会社の設立時だけの定款認証では不十分であることも重ねて指摘しておきたいと思っております。ただ、今はそれしかないもので、せめてものということですが、今しがた梅野委員がおっしゃられたように、これの代替策ができないと定款認証を完全になくすことはできない。それはそのとおりなのですが、反対に定款認証をなくすかどうかをこの議論に依存させるべきではないと思っておりますので、定款認証がどうなるかということは、ある意味度外視して、しっかりと実質的支配者情報を取得するやり方を法務省には是非検討していただければと思っております。これまでこの議論が出るたびに、「会社法の民事基本法としての性質に反します」という、よく分からない反論が返ってくるのですけれども、そういうことは言わずに是非正面から取り組んでいただければと思っております。

その際に、おそらく2つの話が存在していて、1つは、現に分かっている反社が関与し

ていないかどうかについて、会社を作る時点でチェックするという話と、それとは別に、反社ではなかったとしても裏に誰がいるのかを情報として分かるようにしておくという話。その2つの要請があるわけですので、現に反社が関与しているかどうかのチェックは、例えば、金融機関でもある程度は行われていると思っております。それとは別に、例えば、ある会社が問題を起こした時にその裏にいるのが誰かということ把握できるようにしておくことは、全ての種類の会社について常に必要なものですので、その情報を把握できる仕組みを入れると。また、反社チェックをそこで全てかけなければいけないかというのは、どういう仕組みが社会全体として効率的か、独立して重要な問題ではあるのですが、他方で社会に大きなコストをかける話でもありますので、できるだけ効率的な仕組みができるように、それ自体として是非ご検討いただければと思っております。この文書の中に入れるのがいい話かどうか分からないのですが、そこがずっとボトルネックになり続けないようにしていただきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。増田委員お願いします。

○増田委員 面前確認の実施ルールの適正化については強く求めたいと思っております。これまで、一部、公証人が十分なチェック機能を果たしていない運用があったことは残念ですが、今後、定款認証の方法や公証人の意識を改めていただく必要があると思っております。そこで、公証人が面前確認を行うのは、発起人本人に限っていただきたい。そして、疑いがある場合には、ウェブ会議ではなくて公証役場に来てもらって直接質疑をするルールを明確にさせていただきたいと思っております。問題がないケースでは、ウェブ会議を用いることで負担を軽減することには賛成します。ただ、公証人にとって疑いがあると分かったときにはしっかり手続をとることをルールとして明確にして実行してほしいと思っております。また、反社について、仮にシステムによりチェックする場合には、データの蓄積が必要だと思っておりますし、反社チェックを、現状の公証人ではなく民間事業者で行うのは難しいのではないかと、将来的に考えるべきことではないかと考えております。最後に、その他の意見についてですが、今後、副業が許容されてシェアリングエコノミーへの参加、リタイア後の起業など、働き方が非常に多様化すると思っております。そうした場合に、起業を推奨することになった場合は、同時に公証人の存在や株式会社の意義について、これまで議論してきたことを広く社会に情報発信していただく必要があると考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。続きまして鈴木委員、関委員お願いします。

○鈴木委員 まず1つ目のマネロン対策のところですが、今、定款認証時に行われている実質的支配者の確認でございますけれども、これは現状、FATFにも一定の評価を得ているわけで、これを直ちになくすというのは国際的にもまずいことは明らかです。一方で代替的措置があればというところですが、代替的措置は必要なのですが、FATFの指摘の中では、いろいろな場面でいろいろな角度からアプローチをした上で抜け穴を防ぐことがマネロン対策では重要だとされています。定款認証のシチュエーションにおいてチェックする、司法書士が登記の申請においてチェックするといった様々なチェックが有用であるし、今後も国際的な評価を受けるのではないかと考えております。現状においては、そういう意味でも定款認証時に実質的支配者を確認することは有用であると考えております。そして2つ目のルールの適正化でございますが、法令に定めるのがいいのか、ガイドライン的なソフトローがいいのかというところはありますけれども、これを具体的に定め

ることによって不正な設立等について一定の抑止力を持つということは考えられるのではないかと考えております。そして、最後の3つ目として資料にはございませんが、今回定款認証ということで原始定款について議論がなされているわけですが、会社の設立後の定款も会社法の精神を踏まえたと非常に重要ですし、現場実務においては金融機関、官公庁を含め、現行の定款の提出を求められることが少なくありません。そのようなことを踏まえ、現行の定款を何らかオーソライズする方法、例えば、登記申請に係る添付書類を利用してオーソライズする方法についても、別の機会かもしれませんが、考える余地はあるのではないかと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。関委員お願いします。

○関委員 まず、1つ目の実質的支配者申告制度についてですが、この申告制度そのものは継続していくことに賛同なのですが、申告先についてはいろいろと考え方があってと思いますので、公証人に限らず、登記所などいろいろな場所が考えられるところですが、ゼロベースで検討すべきだと思います。申告方法についても、メールに添付するとか、デジタルで行うとか、いろいろな簡便な方法を認めるのが望ましいと思います。なお、公証人が依然として行うということもあると思うのですが、その場合は、定款認証制度とは切り離した上でそういう仕組みを考えることが必要だと思います。2つ目の適正化の話ですが、仮に代理人制度の運用の厳格化を考えるのであれば、代理人を使った場合のトラブルの状況、実際に何件くらい代理人を使っていて、そのうち何件くらい、どういったトラブルがあるのか、それぞれの代理人の資格要件の関係がどうかなど、詳細に状況・データを示していただかないとしっかりと議論できないのではないかと思います。また、議論に当たっては、起業家の負担軽減を念頭に置いた議論が必要だと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。他にご意見があれば伺いたく存じます。堀委員お願いします。

○堀委員 代理人について面前確認を強化していくことにつながっていくのかは、資料の文案からは分からないのですが、現状で代理人を選任した上で公証手続をされているという方々において、特に不正やなりすましのおそれが典型的に高いといった社会実態がなければ、発起人本人への確認に戻すことは先祖返りだと思います。この検討会の中で、そうした実態が確認できていないということであるとすると、規制強化につながることは避けていただきたいと思っています。

○佐久間座長 ありがとうございます。「第4」については、他によろしいでしょうか。

これについても、次回の取りまとめに向けて、本日承ったことを整理しておきたいと思っています。まず「第4」の「1 定款認証時における実質的支配者申告制度の在り方」につきましては、これまでの会議でもしばしば意見が出されたところですが、現在の定款認証において公証人がマネロン対策に一定の機能を果たしていることはどなたも否定されていないはずであります。問題は、その上でこの機能を引き続き公証人に残すことが適当か、定款認証の中で残すかどうかはさておき、残すことが必要か、それとも他に代替可能かについては意見が分かれていると思います。もっとも、マネロン対策の全体的枠組みに関わる問題であり、これについて本検討会でどこまで決めようとするのか、それにどこまでの意味があるかも考えなければならないと考えておまして、本検討会では、出された意見についてある程度記していくことが良いと感じております。

次の「第4」の「2 面前確認の実施ルールの適正化」につきましては、1点強調しておきたいことといたしまして、「第3」で議論いただきました面前確認手続の見直しとは、ここでは少し違う内容の議論をお願いしているということです。つまり、「第3」はファストトラックを用意するという観点から、現行の面前確認を今後どうすべきかを議論していただいたわけですので、それを見直すかどうかについて決めた上で、仮に「第3」の見直しが相当思い切ったものになったとしても、面前確認手続が今後残る場面はあるはずであります。大規模公開会社についてまで一気に廃止するという話は出ておりませんので、「第3」とは切り離して、面前確認が残る場面について、方法・内容を整理することが必要になると考えています。その上で、疑わしい時に代理人ではなく発起人本人の面前確認を必須とすべきという意見があった一方で、起業家の負担増につながる見直しは避けるべきという方向での議論もありました。この点は、繰り返しになりますけれども、まずはこの検討会との関係では「第3」の見直しが重要ですので、それを踏まえて面前確認が残るのがどこかということを明らかにした上で、その場合に何が適当かを検討すべきと思っています。

「その他」についても意見を伺いましたので、今後留意して、次回に向けて検討を進めたいと存じます。

それでは、本日の審議はこの程度とさせていただきますけれども、この機会にご発言いただくこと、あるいは次回の進行についてご意見があれば伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次回までに座長の私と事務局とで相談いたしまして、取りまとめの案を用意いたします。終わりに次回の議事日程等について、事務局から説明をお願いします。

○藤田課長 次回の第5回会議は、12月27日午前10時からの開催を予定しています。次回の予定は先ほど座長から説明のあったとおりです。なお、本日の会議について、前回同様、速やかに議事録を公開したいと思っておりますので、ご協力をお願いします。また、議事録公開までの間は、自らのご発言部分を除きまして、対外的に明らかにすることのないようお願いいたします。

○佐久間座長 それでは、本検討会の第4回会議を閉会いたします。本日も、熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

—了—